

第 3 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成29年9月6日（水）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後1時30分開会

○**障害者福祉課長** 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、また足元が悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。障害者福祉課長の関本です。

本日は、平成29年度第3回障害者施策推進協議会でございます。第10期の委員による2回目の全体会です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日欠席の御連絡は、星野委員、金子委員、山田委員、佐藤委員、4名の委員からいただいております。また、区の委員ですけれども、健康部長の代理で健康部副部長、それから、都市計画部長の代理で都市計画課長、教育委員会事務局次長の代理で教育支援課長という形で出席させていただいておりますので、よろしくお願ひします。1名所用でおくれている委員、それから、まだいらっしゃらない委員、2名いらっしゃいますので、全部で28名中22名の今、出席状況でございます。定足数である過半数には達しておりますので、障害者施策推進協議会が成立しておりますことを御報告いたします。

では、村川会長、進行のほうをよろしくお願ひいたします。

○**村川会長** 改めまして、皆さん、こんにちは。

それでは、今年度第3回の新宿区障害者施策推進協議会を始めてまいりたいと思います。

お手元でございます本日の次第に従いまして、大きく2つの議題が予定されておりますが、順次進めてまいりたいと思います。午後3時30分までの約2時間ということでございますので、よろしく御協力のほどお願ひいたします。

第1の議題といたしまして、新宿区障害者計画・第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画素案の関係及び関連したパブリック・コメントについて御協議をいただきます。

それでは、最初に事務局のほうで資料の確認をお願いいたします。

○**福祉推進主査** 事務局です。冒頭にこちらから事務的な連絡がございます。本日、会議室のマイクの調子があまりよくない、ハウリングが起りやすい状況ということになってございます。スイッチを押して発言し、発言が終わりましたら、また同じボタンを押してオフにしてくださいませようお願ひします。

失礼しました。では、資料の確認でございます。今回は発送資料として、新宿区障害者計画・第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の素案（案）がございました。

机上配付物としましては、本日の次第、委員名簿に続き、資料1から資料6までございま

す。資料1が計画素案の訂正表でございます。資料2が第3部第2章の差替え版でございます。資料3、障害者施策の体系の修正案というカラー刷りのものがございます。資料4はパブリック・コメントの意見用紙（案）、資料5が説明会会場一覧表（案）、資料6が要約版（案）でございます。

また、障害者生活実態調査報告書及び第4期障害福祉計画の閲覧用の冊子を机上に御用意してございます。

不足物がございましたら、恐縮ですが、事務局までお知らせください。

○村川会長 資料はよろしゅうございますか。そろっておりますか。

それでは、よろしければ早速議事に入ってまいりたいと思います。

第1の議題であります障害者計画等の素案につきまして御協議いただきますが、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進主査 事前送付の素案及び机上配付の訂正表のほうをまず御用意くださいませ。

先日の第2回協議会の後は、計画素案原案への御意見を皆様から区へお寄せくださりまして、どうもありがとうございます。この場をかりて御礼申し上げます。

第1部のほうから順番に説明すべきところではございますが、先週の發送資料の以降に修正すべき箇所が複数見つかりまして、本日訂正表を御用意いたしました。数値や文言の修正箇所について先に説明をさせていただきます。

第1部、今回の素案につきましては3分冊にさせていただきます。先日の専門部会で、難病に加えて小児慢性疾患についても検討したほうがという話がありまして、小児慢性疾患のデータを急遽差し込んだところ、間違いが生じました。第1部のページは20ページ、小児慢性疾患医療費助成受理件数の推移のところ、正しくは23年度であれば139名と入るべきところに1,718名と、難病側の人数を入れてしまっているということで、桁が大変大きくなってございます。その前のページのグラフのほうは正しいものでできていたんですが、数値の表のほうで間違いがございました。失礼しました。

次は第3部のほうに飛びます。3冊目の表紙が第3部となっておりますところ。第3部は136ページ、第3部第3章、第1期障害児福祉計画の成果目標のところ、児童発達支援センターの整備についての文言を訂正してございます。最後が「障害児支援の中核としての役割を果たしています」というふうに訂正します。

同じく第3部で、141ページ、第3部第4章、障害児支援の必要量見込というところで、サービス番号4番の保育所等訪問支援、29年度の推計値が28人となっておりますが、これ

は大幅に伸び過ぎる数値になってしまっておりまして、実際には18人を見込んでございます。

続いて、167ページ、第3部第4章では、地域生活支援事業の必要量見込のところでは、第4期の実績で、122番の巡回入浴というサービスについて、29年度の推計値を、訂正前が1,004回の23人を1,004回の26人、23を26に直すという修正になります。

次、めくっていただきまして168ページ、同じく122の巡回入浴、向こう3年の見込み値でございます。30年度、1,044回、26人となっておりますところ、1,004回の26人です。同じく31年も1,004回、32年度も1,004回、同じ数字を入れていただきたく、ここに訂正いたします。失礼いたしました。

訂正表でございます上から2つ目、第3部第2章、第4期障害福祉計画の成果目標と実績につきましては、第3部で改めて説明したいと考えます。

では、第1部総論のところから具体的に、第2回協議会以降の皆様からの御意見、また、第3回の専門部会での御意見を踏まえて書き直したところを中心に説明させていただきます。

2ページから、国の障害者制度改革の動向というものを書き起こしております。こちらのほうでは、障害者差別解消法や障害者権利条約の批准というような、数年前に行われた大きな障害者制度改革について記載をしております。

3ページからは、障害者総合支援法の改正や、厚生労働省や内閣府が打ち出しております地域共生社会の実現に向けた取り組みについての記載を追加しております。

3ページの後半から4ページ、5ページにかけては、障害者計画、障害福祉計画の位置づけ、また、その上に区としては位置づけてございます区の基本構想、総合計画、実行計画との関係についてお示ししております。計画の期間についても矢印で大きく示しております。

7ページからが障害者の現状についてということで、障害者手帳の所持者数などのデータを前半に記載してあります。

10ページには身体障害者手帳所持者数の推移がございます。こちらの図2-2は身体障害者手帳の所持者の年齢構成別がございます。やはり前回の協議会でも話題になりましたが、65歳以上の手帳所持者が大変多いという状況が見てとれると思います。高齢期になって手帳を取る方もとても多いという背景がございます。

12ページからは知的障害者、「愛の手帳」の所持者について記載しております。「愛の手帳」の所持者の年齢構成については13ページにございます。「愛の手帳」の所持者のほう

は比較的若い方が多いんですが、それでも高齢期の方も伸びて、24年から29年までに1.4倍に増加というような状況がございます。

14ページから精神障害者の手帳、また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の伸びの状況についてもお示ししてございます。

15ページ、精神障害者保健福祉手帳の所持者の年齢構成。精神障害についても年齢構成分けをお示しすることができました。

17ページには精神通院医療の受給者。こちらのほうが手帳を取る方よりも多いんですけれども、こちらの年齢構成分けについてもグラフ化することができました。

18ページからは難病患者の難病医療受給者数の推移のほうを載せてございます。

19ページには、難病患者もやはり高齢期の方がとても多いということで、年齢構成表を図5-2のほうでお示ししてございます。また、19ページの下からが、先ほど少し見ていただきましたが、小児慢性疾患の医療費助成の受理件数の推移のほうを載せてございます。

20ページの下を図5-4は、小児慢性疾患、ゼロから18歳未満までですけれども、年齢構成のほうを初めて載せることができました。

21ページからは障害福祉サービスの支給決定件数です。こちらに、前回の協議会で御質問いただきました高齢期の障害福祉サービス利用者ということで、介護保険の上乗せ利用者人数については、21ページの下段、表6-2というところに、居宅介護や重度訪問介護といったヘルパーサービス関係を上乗せ利用している方々が多いことを数でお示ししてございます。

22ページ、23ページにつきましては、障害児通所支援サービスの支給決定者についてお示ししています。特に23ページは、最近3カ年での障害福祉サービスのうち、使っていらっしゃるサービスの内訳です。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、利用している子どもの人数の伸びがわかるように積み上げグラフとしてお示ししました。

24ページが障害程度区分、障害支援区分の認定数の変化をお示ししています。

25ページ以降が、新宿区の子どもの現状ということで、第1期の障害児福祉計画の策定に合わせ、子どもの状況について初めて載せたデータ編でございます。図8-1や図8-2につきましては、子ども全体の人数、幼稚園、子ども園、保育園の人数ということで、障害の有無にかかわらず全体の人数をお示ししてございます。

26ページの小学校児童・中学校生徒数についても全体の数でございます。

27ページ以降が特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒数ということで、教育委員会な

どから協力していただきましたデータを掲載してございます。

29ページ以降が障害者生活実態調査についての報告になります。こちらにつきましては、今までばらばらに、ほとんど調査の報告書概要版、抜粋版というような形で載せていたんですけれども、まとめられるところはまとめる、経年変化を載せられるものは載せるということで、改めて編集し直しました。前回、前々回調査との比較、経年変化を載せているもの、また、在宅の方、成人の障害者の方の御意向と18歳未満の保護者の方のデータ、中には施設入所者の方の思いというのをおあわせて載せた調査項目もございます。

例えば31ページ、主な介助・支援者が介助・支援できなくなった場合どうしますかという質問に対して、今回、昨年度の調査で初めて「ホームヘルパーを利用する」が第1位になっていました。前回、前々回の調査では、家族に頼むですとか、施設入所をまず考えるということで、ヘルパー利用というのは第3位だったのが、ぐっと上がってきているというのをおわかりになると思います。

また、34ページは、差別解消法が施行されたことの認知度、⑥で聞いておりますが、こちらについては、在宅の方、施設入所の方、18歳未満の保護者の方を並べて、やはり知らないという方が多いということ。施設に入所している方の場合、どう答えていいかわからないということもあったかもしれないんですけれども、「わからない」が多いなというところを見ていただけるかと存じます。

18歳未満の保護者については、38ページ、主な介助者の悩みや不安ですとか、困ったときに相談する相手というのを前回、前々回の調査と比較してみることができるようになってございます。

40ページ、医療的ケアを必要としているお子さんについてというところは、今回、昨年度の調査で全く初めてだったので、全て転載させていただきます。

第1部の修正事項としてはほぼ以上でございます。障害者計画が始まる直前の、総論の一番最後のところに、今回の障害者計画で大切にしたいことですとか、計画の基本理念、基本目標というものを載せて、これで第1部総論が一旦終わるということになります。

第1部については以上です。

○村川会長 ありがとうございます。この第1部であります、最初の表紙をめくった裏側に第1部の目次が出ておりまして、第1部総論、計画の基本的な位置づけや計画期間など、それから、今いろいろと説明がありましたように、前回の協議会からの修正点といいますか、訂正点、行政のほうでもさらに詳細に検討していただいた事柄、また、専門部会で議論した

事柄などが反映されております。

それでは、どうぞ、各委員から御質問、御意見をいただければと思います。どなたからでもどうぞ。

よろしければ、区民委員ということで、志岐さん、藤巻さん、御出席ですが、何かお気づきの点ございましたら。藤巻さん、どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。資料を下読みさせていただきましたが、パブリック・コメントあるいは前に行いましたアンケート等を、このようにたくさんな資料を丁寧にまとめられた事務局の御努力にただただ感嘆しております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。志岐さん、どうぞ。

○志岐委員 志岐ですが、特にございません。

○村川会長 ありがとうございます。どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 39ページの中で、23年度は障害者の会や家族の会に対する相談があったと思うんですけど、上から行くと、結局これはかなり落ちたということでしょうか。39ページの、23年度では5位に入っていたんですね、障害者の会や家族の会というのが。ところが、もうその次になると8位以下だったということなんですね。10%というのがあるわけで、こっちは。そうすると、障害者の会や家族の会というのは、要するに、活動が足りなかったという感じになるんでしょうかね。周知が足りないというか、活動というか。周りの人に周知させることが足りなかったということになりますかね。

○村川会長 これはいろんな解釈ができるんだろうと思いますが、23年度、25年度を見ますと、確かに御家族、親族の方が1位ということで、頼りにされておられるということですが、今回の回答結果として、今回も——9位。なるほど。ただ、これは、当事者会、家族の会、会ということについては少し、確かに順位が下がってきてしまっているということなんですかね。これは18歳未満のお子さん、その保護者の方からのアンケート調査結果ということですので、やはりその時々で回答内容が異なってくるというのは一面当然、あるいはやむを得ないというのか、そういうことだと思いたしますが、どう解釈するのか。これはもう回答結果ですから、やはりこれを受けとめていくしかないのかなと思いたしますが、何か事務局のほうで思い当たることとかありましたら、ちょっと補足説明をお願いします。

○障害者福祉課長 事務局です。会の皆様とお話している中で、新しいお母さんたち、役割が回ってくるということを心配して入らない方がいたりしますというようなことは、懇談する

中で聞いていたりするところですが。また、働いているお母様というの多いところから、そういうようなところがあらわれているのかなというふうには感じているところです。ただ、皆様の会そのものの運営の中では、きちんと代がわりというような形で、活発になさっていらっしゃるというところは、また同時に感じているところでございます。

○村川会長 加藤さん、どうでしょうか。これは1つは、回答欄の設け方が18歳以上というか、大人の方であれば、ここに書かれている当事者会、家族の会でもよいわけですが、18歳未満のお子さんですから、子どもさんたち本人の会というのはあまり、少ないというか、ないのかもしれないし、あるいは保護者会というような書き方をすれば、またちょっと違うのかです。関係者の中でもうちょっと検討を深めてみたらどうか。決して家族の会といいますか、保護者会の役割がないということではないので、差し当たり、今回の昨年行われた調査結果ということでこれはもう受けとめるしかないんじゃないでしょうか。これはやはり客観的なデータですので、勝手に書きかえちゃうわけにもいきませんのでね。御理解いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小山さん。

○小山委員 すみません。あわせてその表の見方をもう一度お伺いしたいんですけど、上の棒グラフは28年度で、その下のものが25年度と23年度で、それぞれ総数が違うということは、例えば39ページと38ページの総数が違いますよね、同じ23年度でも。それは答える人がいたりいなかったりするということでしょうか。わかりました。ありがとうございます。

○村川会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○片岡副会長 小さなことですが、39ページの「医療関係者」の括弧の中の看護師の師が士になっているので。

○村川会長 ありがとうございます。訂正をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

まだおありかと思いますが、時間配分の関係で、次の第2部、第3部の関係が分厚くなっておりますので、それでは、一旦第1部の関係については一区切りとさせていただきます、またお気づきの点がありましたら後ほど御指摘いただきたいと思います。

それでは、続きまして第2部の関係、事務局から説明をお願いします。

○福祉推進主査 では、お手元に配りました机上配付の資料3というカラー刷りのものと、事前送付の第2部、障害者施策の総合的展開（新宿区障害者計画）というものを御用意くださいますようお願いいたします。

第2部の冊子のほう、開きますと横に流れていく、横に見開きの施策の体系図がもともとございました。これについて、さらに見やすさ、わかりやすさ、また、個別施策ごとにそれぞれ該当ページ数を、小見出しというか、小目次のように出すというような工夫を加えられないかということで、事務局サイドで修正を加えてみました。ということで、今回、修正案を皆様に机上配付してございます。パブリック・コメントを控えた最終の協議会の机上資料として、タイミングとしてはかなり遅いものになってしまった、それは大変申しわけないと思っているんですが、協議会の委員の皆様から意見を賜りまして、よりわかりやすい体系図にできればと思います。

このカラー刷りの体系図、何が違うかといいますと、基本理念、基本目標を上から下に、大きな基本理念が3つあります、基本目標も3つあります、それが全ての個別施策にかぶってくるんですというようなヒエラルキーといいますか、階層性を縦でお示ししてございます。ただ、基本施策や41の個別施策、とても大部なものなので、ここには階層性だけを示して、基本施策や個別施策の具体的なものは見開いた後のページになってきます。なので、今まで2ページで済んでいたものが3ページになるので、今後ページ数についてはずれてくるものになってしまいますが、パブコメ素案、確定する前に、このような施策体系図というもののほうが見やすいかどうかや、見開き2ページですばっと基本理念から個別施策まで全部見通しがきくほうがいいということなのかどうか、比較して御意見をいただければと思ってお出ししてございます。ピンクの中に白抜き文字で個別施策とありますが、ピンクに黒の文字が書いてあるところは重点的な取組が入ってございます。

修正体系図については先に説明させていただきました。それ以外の個別施策について、その他書き込みを深めたところについてお話ししていこうと思います。

第2部でございます。8月の専門部会の素案から修正したところとかぶるところもございますが、個別施策の中の「現状と課題」と「個別施策の方向」にあった①から始まる丸数字を全て数字なしの白丸に変更してございます。数字があると、数字同士の対応関係があるように読めてしまうというような御指摘があつて、なかなか「現状と課題」と「個別施策の方向」が1対1関係になるようにできていないものもあつたこともあつて、数字なしの白丸にしてございます。

また、以前の素案にございました担当課名は、パブコメ素案となるものなので、もう消してございます。

あと、素案の52ページ、重点的な取組6つにつきまして、どのような点で重点的に取り組

んでいくのかというところを6つ掲載してございます。重点的な取組は、個別施策の9番、地域生活支援体制の構築、17番、障害のある子どもへの専門相談の推進、23番、病院からの地域生活移行の支援、24番、就労支援の充実、新規として33番、障害理解への啓発活動の促進、39番、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進、こちらは継続でございます。

個々の個別施策について、57ページ、個別施策2番につきましては、日常生活を支える支援の充実ということで、ちょっとこちらは本文のほうの記載が少なかったもので、より具体的な事業名については一部抜粋を載せてございます。

58ページ、個別施策3、保健医療サービスでは、「現状と課題」「個別施策の方向」ともにかなりボリュームのある個別施策になってございます。こういうところにつきましては、小見出しを全てつけまして、また、課題についてもそろえるとともに、「施策に関する主な事業」についても小見出しごとにテーマをそろえて並べ直してございます。

61ページ、家族への支援、個別施策4については、障害者の生活実態や課題、区の施策や現状についてかなり混在していて、整理が整っていないのではないかと御指摘を受けまして、記載を改めて整理してございます。こちらでは、ショートステイについてですとか、障害のある方がする子育て、育児への支援、子ども総合センターでの一時保育、レスパイト事業というようなものを合わせてございます。

66ページは、8月の専門部会のほうで話題になったんですけども、「サービスを担う人材の育成」という元の表題でありましたものに、会長の御指摘などもありまして、「育成・確保」というふうに「確保」という言葉を追加しました。現状の側の1行目に、福祉・介護の業界全体で人材の育成や確保が重要な課題になっているということを追記させていただきます。

個別施策の9、地域生活支援体制の構築というところでは、立原委員からの御指摘もございまして、地域生活支援体制に求められる機能や、それを必要とする背景についての書き直しを行ってございます。地域生活支援体制につきましては、第3部障害福祉計画側の成果目標のほうでも出てきますので、こちらについても差替え版のほうで改めて地域生活支援拠点、国が必須と考えている機能についても追記したものを改めてお配りしてございます。

72ページからは子どもの発達に即した支援の充実ということで、障害児関連の施策を記載してあり、前回の専門部会で、子ども総合センターや子ども家庭支援センターの役割分担ということが、片岡副会長からの御質問でもありましたが、75ページに空白がござい

ので、このあたりで子ども総合センターについてのコラムを予定してございます。新宿区では子ども総合センターという組織に区内5カ所の子ども家庭支援センターを束ねるという位置づけもございますので、そういうことがわかるように機能について書きたいと思っております。

76ページ、個別施策13ですが、乳幼児の支援体制の充実ということで、今回初めて医療的ケア児についての支援が必要だということの言及を行っています。また、子ども・子育て支援法という新しい法律に基づきます居宅訪問型保育事業についても既に新宿区としては稼働しておりますので、そちらでかなり重篤な障害児、医療的ケアの必要な子どもについても保育を行っているという実態がありますので、そうしたことについて書き起こしをしてございます。

83ページには学校教育修了後の進路の確保という個別施策があります。こちらでも前回の専門部会で、卒業生の受け入れ施設や整備の充実を求める御意見をいただいております。また、進路対策として、高等部3年生だけではなく幅広く把握していきまして、その調査の範囲も、視覚障害者、聴覚障害者の特別支援学校、私立や国立の学校についても調査を行って、今後の卒業生、どういった支援が必要な子たちが上がってくるのかということは調査をしているということについて、データまでは載せられなかったんですけども、文書のほうで説明するようにしてございます。

85ページからは個別施策19、日中活動の充実でございます。特に今回の障害者計画で繰り返し課題として挙げております障害者の高齢化や、加齢に伴う重度化の問題の対応を記載しています。それらに対する具体的な対応策としては、区立の福祉作業所、こちらは現在就労継続B型支援というサービス名になりますが、こちらに生活介護という、より重度の障害のある方々のお世話をすることができる機能を持たす、そういった意味での多機能化ですとか、既存の生活介護を行う事業所の定員拡充について考えているということを書いてございます。

87ページは個別施策20で、住まいの場の充実です。区民の方から期待の高いグループホームについては、特別養護老人ホームとの合築も可能という見解を国からとれておりますので、そうしたことも追い風として、今後も区内での整備に向けて可能性を追いきたいということを書いてございます。

92ページは、重点的な目標の1つでございます病院からの地域生活移行の支援です。こちらから精神障害の方々が中心になりますが、退院の促進ですとか、健康部で行っております事業であるアウトリーチや横断的な組織連携なども、委員の指摘もございまして加筆を行ってご

ございます。こちらについては専門部会でも、特に精神保健福祉法の改正ですとか、措置入院患者のその後の支援体制の整備ということについても議論がありましたところで、7月の第2回協議会の素案からすると書き込みがふえている状況でございます。

94ページ、就労支援の充実というところでは、障害者の法定雇用率について上がることですとか、精神障害者がカウントされるようになるというような、全体のことについても記載してございます。「現状と課題」の上から5行目に担当課の削除漏れがございまして。こちらについては、申しわけございません。今、ペンなどで消していただけると幸いです。

95ページは施設における就労支援ということで、30年度からの新たなサービス、就労定着支援について御説明をしております。また、97ページなどには、勤労者・仕事支援センターが果たす役割というのが、就労支援について新宿区ではとても大きいものがありますので、コラムを別途設けて記載予定でございます。

個別施策27、100ページです。こちらはコミュニケーションの支援・移動支援の充実というところですね。視覚障害者や聴覚障害者への合理的配慮ということで、差別解消法の施行の関連で、そうしたコミュニケーション手段、一人一人のニーズに合った手段、方法、媒体で行われることが情報保障として大切だという記載を追加してございます。

また、個別施策28、文化・スポーツへの参加促進、こちらの記載が、スポーツ関連中心に過ぎるのではないかと御意見もあられて、文化や芸術活動の意義や参加の促進についての言葉を追加してございます。

個別施策41、121ページにつきましては、個別施策のタイトルを「防災対策の促進」から「防災・防犯対策の推進」に変更しまして、自然災害、火事だけではなくて、防犯、事件対応などにもできるようにということで、障害者の広い意味での安全対策というようなことも記載を追加している状況でございます。

第2部について、ざっとですが、説明を終わります。

○村川会長 ありがとうございます。第2部について説明をいただきましたが、第2部は基本的に障害者基本法に基づく障害者計画ということで、内容としては大変幅広いものがございます。また、特に今回は、後ほど展開されます障害児福祉計画との関連もございまして、子どもの関係、また、従来から重点的な取り組みとされております病院からの地域生活移行、あるいは就労支援などなどの課題、また、それへの対応ということが表示されているわけがあります。

それでは、各委員から御質問、御意見をいただきたいと思います。先ほど東京都中部総

合精神保健福祉センターの所長の熊谷委員から御通告をいただきまして、公務の御都合で途中で退席予定ということでございます。もしよろしければ、病院からの地域移行等を含めまして、何かお気づきの点、御発言いただければと思いますが、どうぞ。

○熊谷委員 どうも。私の仕事の都合でちょっと中座させていただくことをおわび申し上げます。

その上で、この冊子で申し上げますと92ページの個別施策23、病院からの地域生活移行の支援の章を中心にちょっと御意見を申し上げればと思うんですが。基本的にこれまでの、前回の7月までのこの協議会での議論や、専門部会でも深めていただいた形で、好ましいものになっているかなというふうに思います。特に、単に入院中から地域へ移行させるということだけでなく、93ページの上から2つ目の丸にあるような、アウトリーチの支援を引き続き実施するというふうなことや、それからさらに、精神疾患についての早期の発見の視点なども下に書き込んでいただいたりする中で、今後、区の中での精神障害者の施策がさらに進むことを期待したいと思います。

その上で1点、ちょっと時間がないので、先の資料についての誤植の指摘だけ1つさせていただきます。要約版という大きなA3の資料の関連する部分、向かって右側の3番の病院からの地域生活移行の支援のところ、3つ目のところの「精神障害者にも対応した」ということになっているんですが、これ、「精神障害にも対応した」で、単純なミスだと思うんですけども。考え方として、これは私の解釈という面もあり、国の動向というのものもあるんですが、精神障害者という特別な人のための地域包括ケアをつくるというわけではなくて、地域で全て支えるような保健医療、福祉、介護など、もちろん地域住民の参加した支援体制の中に精神症状がある方も受け入れていって、入院が必要な場合は入院するけれども、またよくなったらすぐ地域で受けとめられるような、そんな地域づくりをしていきたいと思いますということなんだろうと思うので、この「者」は取っていただければと思います。

本当に全体よく御検討いただいて、よい案ができたなと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。大変専門的な角度から、また、要約版についての御指摘をいただきましたので、必要な訂正をしてみたいと思います。ありがとうございます。

それでは、ちょっと別の分野ではありますが、就労支援等の関係が強調されておりますので、もしよろしければ堀米委員さん、何かお気づきの点ございましたらどうぞ。

○堀米委員 私のほうは、ページのほうは94ページの内容が主だと思いますが、見させていただいて、こちらのほうで問題ないのかなというふうに感じました。

それと、ちょっと別で大変申しわけないんですが、私のほうで聞き漏れかと思うんですが、今回、この体制のところというふうな、新しい資料のほうは50ページと、51ページが52ページに変わられるというふうな説明があったと思うんですが、そうすると、現状の案の52のところは普通にいくと53、54というふうに先送りになると思われるんですが、いただいた差しかえのところの最初の①の相談支援の充実が57ページからというふうなものになってございまして、そうすると1ページずつ送るとこれは55かなということで、途中で2ページ資料として入るというふうな意味合いなんでしょうか。

○村川会長 ページ打ちの関係は、すぐ結論が出なければ、とにかく最終的に整理をさせていただくということで受けとめてまいりたいと思います。就労支援の内容等はいかがでしょうか。

○堀米委員 私どものほうの内容に沿ったものなんですが、ちょっと最初見させていただいたときに、障害者の法定雇用率について30年4月の2.2という数字があったほうがというのはちょっと感じたところなんですが、この計画自体が長期のということでございますので、この表記でも問題ないのかなというふうには感じたところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。御指摘のような法定雇用率ですね。変わってきておりますから、そこははっきりとした表示をして、今後、中・長期にわたっても意味がある事柄かと思えます。ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。各委員からどうぞ、お気づきの点、御質問、御意見、どちらでも結構でございますので。コミュニケーション支援等の関係がありまして、きょうは金子委員さんが欠席ですが、もしよろしければ秋山委員さんから、何かお気づきの点がありましたらどうぞ。

○秋山委員 秋山です。今気がついたことですが、聴覚障害者に対してですが、新宿区は基本計画の中で、障害者が生き生きとした環境整備をするということが書いてありますけれども、聴覚障害者に対して理解がまだまだかなというふうに感じております。最近の話ですが、聞こえないので筆談をお願いしますと言っても、相手の方は筆談をなかなかしてくださらないという方がいらっしゃるの、やはり手話を言語として認めていただきたい、手話を広めていきたい、聴覚障害者に対する理解をもっともっと広めていただきたいというふうに感じております。

もう1つは防災に関してですが、避難所に手話通訳設置があったほうがいいと思うんですが、一番心配しているのは、医療所に手話通訳は1カ所だけ、たしか西戸山中学校だったと思うんです、避難所の中にあるのは。ほかのところにはないので、聴覚障害者がもしぐあいが悪かったりしたときには、やはり医療のところを手話通訳をつけていただきたいと思います。お思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。大きく2点、御指摘、御発言がございまして、前者の筆談の事柄、筆談を希望したときに対応されなかったのは、これは区役所とか公的な機関でしょうか。それとも民間の企業の窓口とか。どういう場面で困難があったんでしょうか。もし差し支えなければどうぞ。

○秋山委員 例えば何か言ったときに、危機管理課なのかどうか分からないんですが、団体のほうだったかと思うんですが、危機管理課関係だったと思います。主催者側の対応があまりよくなかったということです。

○村川会長 ありがとうございます。前者の関係については、これは区役所の中でいいですか、差別解消協議会等もおありかと思しますので、事実関係を確認された上で、関係の部署あるいは関係の団体にも御理解いただく方向で。幾つか手段があるわけですから、手話ということもありますが、筆談ということも大事なコミュニケーション方法でありますので、前向きに受けとめていただければと思います。

あと、防災のことで御意見、御質問がありましたので、事務局のほうで何かお答えいただけることがありましたら説明をしてください。どうぞ。

○障害者福祉課長 医療救護所となっているところに多くの手話ができる人を派遣するというようなことができれば、それは大変望ましいことだというふうに理解しているところでございますけれども、人員というか、人材の関係で、今、御指摘いただいたような1カ所に残念ながらとどまっているというような状況で、区のほうとしても認識してございますし、現状なかなかできないというところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。課長さんのほうからお答えをいただきましたが、人材の確保などが要因となって、現状で1カ所対応だということでもあります。今後に向かっては、でき得れば複数化されたいという御希望ではないかと思しますので、そこはまた今後検討を深めていただきたいと思います。何か秋山さんのほうでございましたら、どうぞ。

○秋山委員 理解いたしました。今後ともよろしくお願ひします。

○村川会長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、伊藤さん。

○伊藤委員 社会福祉協議会の伊藤です。私どもでは、障害者の親の会さんとか福祉作業所の方とかにボランティアさんをそれぞれの活動に派遣したりして、日常적으로話す機会というのが多いのですが、そういう中で、特に就労の関係、ページで言うと95、96ページあたりの就労支援のことに関係してなんですが、就労継続支援の事業所などで、受注量というんですか、お仕事が非常に少なくなっていて、何か仕事ないかしらと、そういう話を聞く機会が最近多いです。このあたりをちょっと改めて今読ませていただきますと、障害者の優先調達推進法に基づいて、障害者の生活に資するために、そういった就労施設から物品の調達をすることについては努めていくと、そういうところが作業してつくったものを区も含めて優先的に調達するというについては書かれているんですが、発注量をふやしていくというような事柄については、あまり書いていないような気がします。昔だと、おまんじゅうを入れる箱とかを組み立てる作業もありましたが、今、おまんじゅうってほとんど、箱に入れないで販売したりしているので、そういうことでも単純作業の発注量が減っているような気がします。作業所でできる作業量をもうちょっとふやしていくような支援についてどこかに書けないのか。あるいは書いてあるのを、私がちょっと読み込めていないのか、わからないんですが、その辺についてはいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○勤労者・仕事支援センター担当課長 勤労者・仕事支援センター担当課長です。ページで言うと96ページの「個別施策の方向」、下のほうに書いてありますが、新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターの活用により、1つの事業所では困難な大量、また複雑な発注に対して請け負うことができるように、連携システムをつくり出すというふうに出ております。当センターのほうで、今言った1つの事業所では受けられない仕事、大量の仕事あるいは複雑な仕事を一括で受けて、各作業所さんをお願いするというような事業を今もやっておりますし、今、そういったネットワークを強めるということで、いろいろな区内の作業所をお呼びして講習会、そういったどうしたらより受注できるかという講習もやっています。また、直接発注元と事業所を結びつける仲介役というのも始めているところでございます。まだ実績についてはなかなか進まないところもございますが、今後とも積極的に進めていきたいというふうに思っております。

○村川会長 ありがとうございました。これは伊藤委員さんからの御指摘もあって、今のお答えもいいんですが、10数年前、あれは2006年ぐらいでしたか、公共機関からの優先発注とい

う流れがまず1つあったわけですので、もう一度そこは、区のほうでもたしか当時リサイクルセンターの委託等から始まって、かなりいろいろとしていただいた経過もあると思いますが、現段階で区としての発注等がどうなっているか、これはきちんと点検いただくということが1つあると思います。

2つ目には、今お答えもありましたが、仕事支援センターの受注体制ですね。これは仕事支援センターの中で仕事を受けて行う面と、あと、関係の福祉作業所的なところに仕事を回していくような面と幾つか側面があると思いますので、そうしたことでどういう役割関係、実際の発注が行われているのか。あるいは今回、事業者調査も行われておりますので、特に就労継続支援の事業所からどういった回答があったのか、そのあたりを事務局のほうでもう少し補足説明をしていただけますでしょうか。

○**障害者福祉課長** 優先調達法の区の発注の面につきましては、毎年目標を立てまして、全庁の中でどういう形で発注をできていたかというような形でまとめると。また次の年も目標を立てるとというような形で取り組んでいます。ここに書きました、勤労者・仕事支援センターの担当課長が申し上げましたとおり、今年度から勤労者・仕事支援センターと就労Bだったりの事業所と連携を組んで、新しい事業も始めていますので、文面のところはもうちょっと工夫してみたいというふうに思っています。

○**伊藤委員** ありがとうございます。ただ、これ、読ませていただくと、「1つの事業所では困難な大量または複雑な発注を請け負うことができるように」ということですが、そのような仕事を調整はするのだとは思いますが、複雑困難で大量なものではなくて、継続的に安定的に、作業所ごとの個別の事情に配慮しながらも、仕事がない状況をつくらない、きめ細かな発注というような、そういったフレーズがどこかにあると、優しさがにじみ出るかなと思います。ちょっとその辺についても御配慮していただけたらと思います。

○**村川会長** ありがとうございます。今、伊藤さんから提案といいますか、先ほど課長さんの答弁にもありましたように、区の優先発注は目標を決めて着々とおやりということもありますので、むしろ区内のいろいろな企業等、ちょっとここで固有名詞を言っちゃうわけにもいかないんですが、この近くのあれは花園万頭さんとか、追分だんごですか。いろんな会社があったりで、なかなか箱づくりということも簡単ではないのかもしれない。いろんな切り口があるかと思いますが、そういう関係のところ、商工会議所その他を通じるとか、よくわかりませんが、いろいろな方面にやはり御協力いただいて事柄を進めると。

この就労支援というのは、まさに多様な就労支援と書かれておりますので、雇用促進とい

うことも大きな柱でありますし、また、福祉のサービスとしてあります就労移行支援、伊藤委員からありました就労継続支援、また今後、就労定着支援、いずれにせよやはり仕事がないことには前に進んでいかない面がありますので、そこは精査をさせていただきまして、もちろん仕事支援センターの重要な役割もありますが、それ以外の事業所が積極的に地元で動いていただけるような、そういうやはり環境づくりといたしますか、取り組みをしていくということが大事ではないかと思っておりますので、そういう方向で計画書についてはまとめていければということで御理解をいただきたいと思っております。

さらに御発言ございましたら、どうぞ。

それでは、申しわけありませんが、時間配分の都合がございますので、この障害者計画第2部についてはもっとほかにも御意見、あるいはお問い合わせいただきたい点があるかと思っておりますが、これはまた直接障害者福祉課のほうにお問い合わせをお願いします。

ちょっと私のほうから1点ありましたのは教育の関係です。これは計画書とは直接関係がないのかもしれませんが、一、二週間前に、杉並区にあります都立永福学園で重大な、体罰に近い、あるいは差別解消法にも抵触するような、マラソンというのか、競走をしていた生徒さんに対して、20何秒おくれたと。じゃあ、君はグラウンドをこの先20何周してこいというようなことで、結果、熱中症にかかって緊急入院するような事態があったわけですね。場所は杉並区ですが、地元の新宿区からも生徒さんが通っている状況があるので。差し支えなければ、教育委員会の関係の方から、この永福学園に区内から何人ぐらい通学されているのか、あるいは今回の問題について、私はテレビ・新聞で見た程度ですが、校長さんがテレビの前に出てきて、すみませんでしたと、誰に対して謝っているのかわからないんですが、そういうことでも問題がありそうなので。やはり場所が他区にあるとはいえ、教育委員会のほうである問題などを追跡されているのかどうか、そのあたりをちょっとお答えいただければと思います。

○教育支援課長 教育支援課長の高橋でございます。本日冒頭おっしゃっていただきましたとおり、教育委員会事務局次長がちょっと所用で出席できませんので、代理出席させていただきます。

今、永福学園に区内から何人ぐらい通っているかという具体的な数字は、ちょっと申しわけございません。手元に持ち合わせがないんですが、区内で特別支援学校等を卒業された方はあちらのほうに進学されるということで、あちらのほうにもかなりの数のお子さんが通っていらっしゃると思います。

今回の事故を受けまして、まだ教育委員会として特に永福学園のほうとは話をする機会を持っていないんですが、当然機会があれば、こういったことがないようにということはまずしっかり我々としても伝えていきたいと思っています。

あと、区内についてですが、区内にも新宿養護学校もございますし、また、通常の学級においても、発達障害等についての理解が進んでいるということもありまして、今、特別支援教育についても力を入れて取り組んでいます。まずは地域の方や保護者の方に障害についての理解をいただくことはもちろんですが、障害者差別解消法の施行もありまして、今、特に教員の障害者理解、その対応についても力を入れて、研修等を行っているところでございます。こういったことに我々としても取り組んでいって、先ほど申し上げましたような申し入れも行うことと、それから、当然まずは新宿区のほうでこういったことが起こらないように、教訓にしながら今後も取り組んでいければと思っております。

○**村川会長** どうもありがとうございました。計画書そのものからはちょっと外れたように聞こえたかもしれませんが、しかし、今後各学校で、特別支援学校を含めまして、教育の内容、児童・生徒さんに対する対処の仕方をやはり適切に進めていただくということで、今、教育支援課長さんからも幾つかお話しいただきましたので、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、次に第3部の関係に移ってまいりたいと思いますが、障害児福祉計画及び障害福祉計画でございます。

それでは、事務局からどうぞ。

○**福祉推進主査** 障害者福祉課のほうで永福学園の生徒数は把握しているデータが見つかりました。新宿区民で、永福学園の肢体不自由のコースに行っている子は今現在9人です。知的障害のほうの永福学園就業技術科に進んでいる子は8人いるというふうに私ども障害者福祉課の進路対策のほうの調査で人数を把握してございましたので、追加報告させていただきました。

では、第3部のほうに行きます。第3部につきましては、先ほど修正表のほうで少しタイトルだけ触れました、第2章第4期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績、第2章差替えというものとプラス、素案の第3部を御用意くださいますようお願いいたします。

こちら、差替え版のほうなんですけれども、新しい文言に発送済みの素案から書きかえたところはアンダーラインを引いてございます。132ページとなっているところから始まります。目標1は、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、こちらは知的障害、身体障害の施設入所している方が地域に出てくるという目標のことでございます。もともと事

前発送したほうの素案には29年度の目標が空欄でしたけれども、こちらについては目標が6人、累計としての目標のところは10人ということで数字を入れさせていただいております。評価のところなんですけれども、こちら専門部会での御意見もいただきまして、入所施設から地域に帰ってくるということは、住まいだけじゃない、日中の場とセットで、その人の昼間どう過ごすかということも含めて考える必要があるということも御指摘いただいたところも受けて、結びの言葉、「地域移行のためには、日中活動の場と住まいの確保が望まれています」というふうに修正をさせていただきました。

133ページは目標の2番、地域生活支援拠点についてというところです。こちらは「地域生活支援拠点とは」といって、半分から下のところになりますが、133ページ、国が想定しています5つの機能、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりといった5つの機能を強化するため、「グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）とされています」ということで、地域生活支援拠点という言葉が意味するものを改めて書き起こしを追加させていただいております。

こちらは、134ページですが、29年度の実績のところに「推進」というような言葉を追加させていただきました。

目標の3は、障害者就労支援施設等から一般就労への移行ということで、こちら27年度の実績70、28年度実績60で、29年度の目標は73を入れた上で、利用機関別就労者数はあくまで参考なものですから、枠どりを点線に変えたり、書体を変えたりして、これは参考値だということがわかるように扱いを変えてございます。

また、目標3には（1）（2）（3）と下位目標が3つあったわけですが、最後、135ページの評価、また、その次の今後の見通しと課題というところでは、3の（1）一般就労者数というのは目標達成が難しい状況、（2）が就労移行支援事業所の利用者数の向上ですね。（3）は就労移行率が2割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上としますといった、そうした数値目標につきましては順調に経過したということを端的に示しました。

また、就労支援、特に新宿区勤労者・仕事支援センターの就労支援の事業に通う方々の中には、就労支援の門をたたいて来た人であっても、そうした方へ個別的な支援を行う過程で、一般就労ではなくて障害者の通所施設や、保健センター等のデイケアの利用を選択することになる方もいます。幅広い視野で、個々人の希望に応じた日中活動の場を確保・提供する支援が求められているといった、なかなか、就労という思いで最初来た方々も、そうじゃない

ところに身を落ちつかれることもあるということを改めて記載し直してございます。

ということで、第4期障害福祉計画の成果目標と実績はこちらに差しかえたいということでお示ししてございます。

では、第3部の素案の本編のほうに戻ります。こちらは全体の初めのほう、126ページから障害者総合支援法や児童福祉法の改正というのがあって、この2本の福祉計画を立てるんだという説明をしてございます。

127ページは、障害児や障害者を対象としたサービスの体系ということで、アンダーラインしてありますサービスが30年度からの新しいサービスということで、この体系図のほうも書き直しをしてございます。

128ページ、129ページのサービスのところ、一部修正が入りましたけれども、こちらについても新しいサービスなどを加えてサービスの一覧表をつくってございます。

成果目標は直って、その次が第5期の障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の成果目標を書いたところが140ページまで。

141ページからは各種サービスの必要量の見込みやサービス提供体制の確保ということを書いてございます。こちらは実績の伸び率から導き出したものですか、障害福祉計画の成果目標で数値をお示したところと連動して、検討して数値を導き出したもの、また、今後の事業ごとの整備状況から利用者数の変動が見込まれるものなど、それぞれ背景があって数値を導き出してございます。

最後に、182ページからがサービス利用における利用者負担と軽減措置の欄でございます。こちらは7月の第2回協議会ではなかったページになってございます。法律に基づく費用負担の考え方、法律で定めて全国一律で行っている利用者の負担軽減などについてが182ページ、183ページに書いています。今度、平成30年の総合支援法の改正で、高齢期の障害者の介護保険サービス利用時の利用者負担軽減の措置というものが新たに始まりますものですから、これについては詳しく説明を加えてございます。

開いていただきまして、184ページからは新宿区における利用者負担の軽減措置です。こちら、基本的には利用者負担、国が10%と定めているところを3%という軽減措置を継続してまいりたいということを書かせていただいております。

185ページは、区の独自軽減措置の30年3月末、今年度いっぱいまでの一覧表のほうを掲載してございます。

○障害者福祉課長 すみません。追加して説明をさせていただきます。

この3年間の計画に合わせて、区独自の軽減策というものを見直しをかけるというような形を行っているところでございます。それを184ページのところにお示ししています。185ページのところでは、今、現状なっております軽減策、今、区がとっている軽減策が一覧表でわかるようにというような形で作っております。最終的にどうするかというのは、区の中できちんと予算どりだったりとかいうようなところを経なければ、決めるというわけにはいかないところでございます。区の独自軽減策というものを講じるというようなことですか、今回、補装具について書きあらわさせていただいております。区市町村民税所得割額46万以上の方というのは、国の施策では法においてのサービスという形を使えない形になっています。全額自己負担というような形になっているところでございます。区ではそうした方も対象にしまして、かつ、負担上限3万7,200円というような形で、3%の負担というような形で今までとってきているところです。30年度からは補装具の貸付制度が始まります。そういった背景も踏まえまして、負担率は10%というようなところを今案として考えているというようなところがあります。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。第3部は第1期の障害児福祉計画及び第5期の障害福祉計画が含まれるわけでありますが、以前の検討に加えまして、事務局から追加の点あるいは修正点の説明がございました。また、最後に課長さんから、これまで行われてきました区としての軽減措置、また、今後の対応案ということで説明をいただきました。

それでは、多岐にわたる内容ではありますが、この第3部の関係につきまして、各委員から御質問、御意見をいただきたいと思っております。どなたからでもどうぞ。池邊委員さん。

○池邊委員 ただいま課長から御発言がありました補装具費の件に関してなんですけれども、今年度までは上限月額が3万7,200円。これは維持したままの10%負担という理解でよろしいでしょうか。

○障害者福祉課長 一応案としてそのように考えています。

○池邊委員 ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、私のほうから指名するものなんですが、障害者団体の関係から御出席いただいている今井委員さん、それから春田副会長さんからまずそれぞれ御意見をいただいて、また、最終的には、東京都というお立場がありますので平山委員さん、また、中澤部長さんからも御発言いただければと思っておりますが、まず今井さん、何かございましたらどうぞ。

○**今井委員** 今井です。先ほどの第2部、第3部を確認いたしまして、第2部では現状と課題、個別施策の方向性であったり、第3部でそれが年度ごとの実施件数などが示されたわけですが、この間、障害者団体などが要望してきた内容というのが非常に多く取り込まれている計画になっているかと思います。時代背景の中で、障害者の方々が抱えている問題というのはニーズをきちっと御理解いただきまして、計画に反映された内容が素案として上がってきたことというのは、大変団体としてはうれしい限りです。この計画が実際に数値として、3年間の中で数値目標が達成できるような仕組みづくりというのに期待していきたいと思っています。

あと、1点ちょっと質問なんですけども、特定相談というのは170ページの103の相談支援に該当するものなのでしょいか。

○**村川会長** 質問がありましたので、どうぞ、事務局から。

○**福祉推進主査** 事務局です。指定特定相談支援と、今、今井委員が言った170ページの103、相談支援というものと、162ページの18番、計画相談支援というのは、言葉が似ていますが異なるものになります。先に18番、計画相談支援（セルフプラン作成を含む）とさせていただいていますが、こちらから説明させていただきますと、今、障害福祉サービスを利用するためには、これはあゆみの家という生活介護に通うですとか、新宿福祉作業所就労継続B型に通うですとか、放課後等デイサービスに通う、それは障害児になりますけれども、障害者福祉課経由でお示しする障害者へのサービスを使うには、サービス等利用計画の作成が必須になってきておりまして、それにはサービス等利用計画を立てる相談員がいる事業所、指定特定相談支援事業所と利用者さんが契約をしてプランを書いてもらう。介護保険で言うところのケアマネさんとケアマネ事業所というのとケアプランというような関係になります。それを立てるのが指定特定相談支援事業所の相談支援専門員、ケアマネジャーに相当する方になってきまして、それらを行う事業が計画相談支援という事業名になります。なので、こちら18番で言っている相談というのは、サービス利用のためのサービス等利用計画を立てる、そこでの御本人様ないし御家族様と相談支援専門員との相談がメインになります。

翻って、170ページの相談支援、こちら12カ所というのは、カウントしている先も違いますし、支援の内容も異なります。18番の相談支援事業所が今約22カ所でしたか、区内にございます一方で、103番の相談支援は12カ所で、半分は区の障害者福祉課や保健予防課、子ども総合センター、4つの保健センターというような、公的な障害のある方々、親御さんと接する機会の多い区の部署が相談支援の窓口扱いでございます。そのほか、精神障害者が立ち

寄ったり、過ごしたりすることの多い場所として地域活動支援センター、区内4カ所、また、区立障害者福祉センターは、通っていらっしゃる方、体操などに通われる方もとても多いので、その合わせて12カ所が103番の相談支援で、福祉サービスの利用案内にとどまらず、自分と身近な障害のある方々におけるピアカウンセリングですとか、保健センターなどでは専門機関につなげることですとか、こういう相談があるんだけど、どこに行くのが一番いいんだろうかというような水先案内というようなこともございます。そういった最初の相談、何でも相談して、どこに行くのがいいかなということの相談も含めて、障害のある方と出会う場面の多い方々と入り口の相談を行うのが103番の相談支援ということで、切り分けて考えていただきたいと思います。

○今井委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、162ページの計画相談支援なんですけども、サービスの見込み量の中で、利用者数というのは30年、31年、32年とどんどんふえているんですけども、ここのサービスの提供体制確保の方策の中に、やはり現在22事業所ありますけども、事業所の数をもう少し確保するというような方向性なども含めて入れてみてはどうかと思います。やはり計画相談というのは、今後の障害者福祉サービスを提供する上で、その方々の生活全般のニーズを支える計画を作成するわけですから、事業所の質を上げることはもちろんなんですけども、利用者数をふやしていくというためには、事業所数をふやすという方向性も考えていかなければならないのではないかと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。相談支援関連で、170ページのところ、162ページ等のところが御意見としてございました。これは指定の要件ということがあるかと思いますので、当然要件を満たせばふえていく要素もあるかなと。162ページから163ページにかけては、具体的な事業所名、また、対応する障害種別その他記載がございます。170ページの103番のほうは12カ所、特に表示はないわけですが、スペースがあるようですので、可能であれば30年度当初というようなことで、区の公的な機関等も含めて、どこが窓口になっているのかというようなことはやはり必要なかなと。量的にふやすあたりのところは、これは御希望としてふやしてほしいというお気持ちはよくわかる面があるのと、やっぱり適切な相談支援をしていくためには、それなりの要件、それに対応できる、はっきり言えば、そういった資質を持ったスタッフがおられるのかどうかとか、特に162、163という点では、サービス利用計画の内容をしっかりとやっていただけるような、そういうことが大事でありますので、そうした

ことを踏まえて今後に向かっていただければということで。要件を満たせばふえていく可能性もあるし、また、数だけふえればいいのかどうかという点は、むしろ今あるところが内容を充実していくということももう一方で大事な事柄でありますので、そういうところを踏まえて進んでいくということかと思えます。よろしく願いいたします。

もしよろしければ、春田さんの前に立原さん、何かございますか。

○立原委員 立原です。すみません、ちょっと質問なんですけれども。152ページの生活介護のサービス見込み量の利用者数が、平成30年度から平成31年度プラス40人になって、361人から401人になっていて、148ページの必要量見込みのほうでは361人で、次が381人というふうになっているんですが、これは単純に数字の間違いというか。40人プラスを定員拡充と多機能化で対応できるのかなというのがとても心配なんですけど、御確認をお願いします。

○村川会長 生活介護の関係、事務局から。

○福祉推進主査 失礼いたしました。152ページ側の数字で、膨らんで伸びがある側のほうで、多機能化を見込んだ数字としては、152ページ側の数字が最新版の数字です。すみません。148ページ側のが修正が追いつかなかったところでございます。ごめんなさい。

○立原委員 わかりました。では、152ページのほうが目標として正しいということで。ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。152ページの上の段、6番の生活介護ですね。大変重要なサービスでありますので、そこで示されております利用者数等、この数値が基本であるということで、148ページは訂正をしていただくことになります。

それでは、よろしければ春田さん、これまでのところで。

○春田副会長 ちょっと伊藤社会福祉協議会事務局長が先ほど触れたB型作業所の話をさせていただきます。私も10年前ぐらいから杉並区内で3障害の作業所をやっています。B型です。いつもちょっと疑問に思っているのは、A型というのは雇成型ですから、最低賃金の保障をしなきゃいけないんですね。B型はそういう規定が何もない。ただ、賃金、工賃倍増計画とか、何かわけのわからない政策はあるんですよね。ところが、平均工賃が1万2,000円とか、そういう額が例えば2万4,000円になって、何か変わるのかと。職員が一生懸命になって仕事をとってきて、作業員が、利用者ができない仕事までとっちゃって、残業して、一生懸命工賃を数える。これはあり方としては変じゃないかなと思うんです。僕は、あまり工賃を上げることを考えないほうがいいんじゃないかと逆に言っているんですよ、今。それで、みんなB型が最後は多機能型になるんですね、生活介護型。これは就労政策じゃないよね、だか

ら。多分福祉政策ですよ、いわゆる。A型とB型を一緒くたに議論すると、僕、間違いが起るんじゃないかなと思っております。それだけです。

○**村川会長** ありがとうございます。春田さんから大変重要な御指摘がございまして、就労継続支援B型については、はっきり言えば従来の福祉作業所あるいは通所授産施設などがこれに切りかわった場合などがありまして、通所される方の中にはかなり障害の重い方々もいるということで、就労支援、就労継続支援の側面と、もう一方でやはり生活介護という要素も大きくなってきているというところが現状ではなかろうかと。一つ一つの事業所について、通ってくる方、また内容が異なりますので、一括して言えるかどうかということはあるのですが、そうした課題があるということは明らかでありまして。通ってこられる御本人の活躍というか、仕事ぶりということもありますし、また、現実にはスタッフの方々の頑張りで工賃が達成されるような側面があるということも以前から聞いておりますので、そのところは、所得保障的に考えれば、本来基礎年金なり、そういう別のところで考えていく必要もあると。ただ、現実には仕事がないとすれば、先ほど伊藤委員さんからもありましたように、やはり受注開拓なり、継続的な仕事を求めるということでもいいわけですが、B型のところの支援内容という事柄、自立支援法から始まりまして、総合支援法に切りかわりましたけれども、この10数年の経過の中で考えていかなければならない課題があるということで。計画書の中でどういう表示ができるかということはあるのですが、運営上の事柄についてはやはり、特に区内の各事業所の動向といいますか、運営上の御意見なども聞いた上で、よい対応を確保するという事ではないかと思われまして、よろしく願いいたします。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、全体的な議論を通じまして、平山委員さん、何かお気づきの点等ございましたらお願いいたします。

○**平山委員** 実は東京都でも第5期の計画をつくるために今、検討を重ねているところであります。実はきょうの夕方、専門部会が開かれるということになっているんですけども。やっぱりその中でも、きょう御報告がありましたけども、第4期の成果目標という中で、例えば目標の1の入所者の地域生活への移行ですとか、施設入所者の総数を削減するというような目標を掲げていらっしゃるんですけども、実は東京都全体としてもこの辺の目標を4期掲げたんですが、どうも達成はし切れていないという状況にあります。なかなかやっぱり、この差替えの文書、132ページのところにも書いてありますけども、目標達成というのは困難というのは、いろんな状況があって、なかなか地域生活へ移行って進まないのかなと。進ん

ではいるんですけど、なかなか国の言っているような高い目標までは難しいのかなということは感じております。また、施設入所者の数にしても、待機している方もいらっしゃるという中で、退所される方もいますけども、その後待機されている方が入ってくるという状況もありますので、なかなか難しいのかなというのは、新宿区さんだけではなくて、東京都全域として考えているところでもあります。

そういう点では、今回5期、次期計画の目標という部分でも、国の指針としては指針は出されているんですけども、現実的というか、頑張ることができる範囲での目標を立てるというのはやむを得ないのかなというふうに考えております。都のほうの目標も今検討中なので、はっきりとはわかりませんが、区市町村さんの取り組みをまとめたものが東京都の数字ということになりますので、同じような傾向になるのかなというふうに感じております。

以上になります。

○村川会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。東京都のほうでも計画策定作業中ということでございますので。特に今、平山委員さんからも御指摘がありました。入所施設、これは国は減らせと言っているわけではありますが、私も全国的な統計を見ますと、はっきり言って人口が減少している地域とか、北海道とか九州方面のように人口対比施設数の多いところと、東京をはじめ首都圏とか、まだまだ入所施設への希望があると。この新宿区内でも比較的最近シャロームができたわけですが、入ったばかりですぐに出るというのも変な話でありまして、やはり現実を見ながら、地域の実情、ニーズを踏まえて、入所施設の位置づけ、あり方、さらに関連してグループホーム等もどうやって整備をしていくのかというあたりが大事なところではないかと思っておりますので、最終的によい目標に向かって進んでいくということではないかと思っております。

それでは、部長さんのお話の前に、よろしければ高畑委員あるいは片岡副会長さんから、何かこれまでのところでお気づきの点がありましたらどうぞ。

○高畑委員 特になのですが、大分修正が入って、見やすくなって、わかりやすくなったと思います。御苦労さまでした。今後これが区民に理解されて、よりよい計画になっていければと思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

○片岡副会長 1つ、2つちょっと。1つは、子ども総合センターについてのコラムを入れていただけたというのは大変いいんじゃないかなと思えました。やっぱり子ども総合センター

にかかわっている人はわかるんだけど、一般の区民の方に十分周知していただいて、ますます活用していただけるといいと思います。

それから、3部のほうの142ページあたりなんですけど、医療型児童発達支援はゼロということで、計画が全部ゼロになっているし、それから、もう1つの居宅訪問型児童発達支援もゼロで。実際に子ども総合センターでいろいろやっていらしたりとか、ゼロなんだけど、医療的ケアの必要な子どもに対してのサービスはやれているよというふうに「現状と課題」のところで書いておられますよね。だとすれば、サービス提供体制確保の方策のところ「区内に事業所開設の目途は現状ではありません」と言い切ってしまうと、今後何もしないよと開き直った感じになると思うんですね。居宅介護のほうもそうだと思うんです。もし間に合っているんだとすれば、国の制度は制度なんだけど、それに乗っからなくても実際にはこうやってやっているし、何人ぐらい使っているよとか、そういうことを開き直って書いても、区なんですからいいんじゃないかと思うんですね。居宅介護のほうも同じように、こっちはまだそれほどでもないけど、似たような書き方がしてあるので。計画ということなので、今後3年間一切ありませんとやらないほうがいいかなというのをちょっと思いました。

それから、これは障害児計画に入れるのは難しいのかな、ちょっとずれちゃうのかなという気はあるんですが、障害児計画ですから、子どもに関して発達とか障害ということが本当にメインになる。その部分のケアについては、こうやる、ああやる、あそこがやるということでもいいんですけども、実は子どもというのは、たとえ発達障害がある子どもでもと言ったらいいかしら。その側面だけでは対応できない問題がいろいろ起きてくることがありますよね。前にも申し上げたかと思うんですけども、例えば虐待、被虐待児の中に発達障害の子どもが非常に多い。これは育てにくさと結びついていくわけなんですけれども。このごろ第一線のケースカンファレンスなんかに出ていますと、例えばステップファミリーで、お母さんが発達障害の子どもを連れて再婚されたりしたときに、言うことを聞かないということで、父親から非常に虐待を受けるというようなケースがあって。その子どもが例えば面前DVなんかも含めて非常に心が傷ついているときに、以前でしたら、それこそ私が昔やっていたころだと、お母さんのカウンセリングと子どもの心理的治療みたいなことを継続して児童相談所なんかやっていたわけですが、今、児童相談所は全然そういうのをやらなくなっているようなので、実際にその子どもの心のケアをする場所というのが意外とない、通所できるころ、心理治療できるころ。なかなかないというような現実には、第一線の人たちが非常に、この子どもしたらいいんだろうと。発達についてはいろいろやってくださるんだけど、そ

のことによって、傷ついたところの部分のケアは、じゃあ、どうするのという話になっていることがあるんですね。

これはこの中に入れるのは難しいと思うんですが、これから児童相談所をつくる話とか、子ども総合センターの発展とか、いろいろあると思うので、その中で何となく気にしていただけたらありがたいなというふうに思うので、ちょっと余計なことを言わせていただきます。よろしくをお願いします。

○村川会長 大変重要な御発言をいただきました。具体的には、今の片岡先生の御発言の2つ目にありました、142ページをはじめ医療的ケアの関係とか、数値目標がゼロという扱いになっているところですね。もう一度これはゼロなのか横棒なのか、あるいはまた、確かに数値として表示しにくいところでも、ほかのサービス、対応の仕方があるという場合があると思われしますので、いま少し工夫をしていただく必要があるのかと思います。

また、片岡先生からありました一番最後のほうの、虐待を受けたお子さんの心理的な側面と申しますか、心のケアなど、非常に大きな課題がございますので、これについては子ども総合センターさんなり、あるいは各学校の役割もあると思いますが、また、近い将来でしょうか、予定をされております区における児童相談所の設置の中でも専門的な内容を確保する方向で御検討いただければと思います。最後の点はちょっと計画書上の表記が難しい面はありますが、重要な課題として受けとめていただければというふうに思います。

それでは、時間の関係もありますので、お手数ですが、中澤部長さん、いかがでしょうか。これまでの議論を聞いていただいて、また、区として何かお考えがあればおっしゃっていただければと思いますが、どうぞ。

○中澤委員 ありがとうございます。これまで委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴いたしまして、ここまで形にさせていただきました。事務局のほうでも皆様の御意見をどのように表記していくべきか、また、どういうふうにあらわしていくべきかというところで、大分苦労してここまでやらせていただきまして、きょうのこういった資料とさせていただきます。また、お気づきの点があれば、またいただければ、パブコメまでにそれなりに作り込みをさせていただきたいと思っております。

そういった中で、私ども組み立てとして悩んだ1つが、最後に御説明をさせていただきました利用者負担の軽減措置の考え方のところでございます。障害福祉分野のところでの利用者負担の軽減措置、ほかの自治体でもそれなりにこういった施策はやっております。多くの自治体は、1割負担のところを7%負担とか、その半分の5%負担ぐらいまでのところの軽

減措置としているところが多いかというふうに思いますが、その中で新宿はこれまで3%の利用負担というところで、随分踏み込んだ軽減措置をしている数少ない自治体かというふうに思います。それだけに、新宿におきましては、これまで相当丁寧にこういったところの考え方をやらせていただいているところかと思えます。

一方で、社会保障制度のあり方等の国の議論の中でも、介護保険制度の中では既に2割負担ですとか、また3割負担の考え方が出ている中で、やはりそういったところの考え方をにらみながら、どう折り合いをつけていくかというあたりでは、事務局とも相当相談をしながら今回の考え方をつくらせていただいたところでございます。こういったところでは、これまでやらせていただいていた新宿ならではのやり方を今後どういうふうにまた築き、やっていけるかというようなところを、また皆さんの御意見をいただきながら形をつくっていきたいという考えでございますので、今回の私どものこういった考え方につきましても、ごらんいただいて、御確認いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。区としていろいろお考えの点があるわけではありますが、特に費用負担の点についても率直に触れていただきました。私のほうからあえて申し上げますと、2005年に当時の障害者自立支援法が成立しまして、2006年から実施に移されて、当時、サービスを利用した場合の1割負担であるとか、食事その他、必要な負担をさらにするというところで、入所施設にお入りの方が数千円の御負担で済んでいたものが2万数千円、さらに3万円ぐらいの負担になってしまう。あるいは通所の方も多額の費用負担になるということで、緊急避難といえますか、当時東京都が頑張っていたかしまして、国の10%はおかしいということで、東京都全体でたしか5%という線を出されまして、またさらに23区として、新宿区をはじめ3%ということで、この間御努力をいただいていたという経過があるかと思えます。

ただ、このたび国の方向、国は基本的に1割負担ということを打ち出しておりますが、特にやはり所得の多い方については、負担できる点は負担してほしいという流れかと思えますので。最終的には、この後お話がありますパブリック・コメント等で区民の方々からさらに意見を求めました上で、年が明けまして、恐らく1月の終わりか2月の初めか、最終的な協議会があると思えます。またそのころには区の来年度の予算という事柄についても、予算案の見通しが立ってきているかと思えますので、この費用負担等については改めてその時点で最終的な御理解がいただければというふうに思えます。

協議会としましては、きょうも各委員からいろいろな御提案、御指摘、御質問も含めて、また、事務局からも回答していただいたわけでありますが、この後またパブリック・コメントの手続に入っていくということがございますので、差し当たり、この先の手続については、僭越ですが、会長役であります私と事務局に一任をしていただくということで、基本的には御了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**村川会長** ありがとうございます。それでは、そのように手続を進めさせていただければと思います。

それでは、もう1つの議題でありますパブリック・コメントの手続等について事務局から説明をお願いいたします。

○**福祉推進主査** 机上配付の資料では資料4、資料5、資料6がパブリック・コメント関連になります。

資料4のほうの表、資料4という印字があるところをごらんください。こちら、意見をお寄せいただくことができる方は、新宿区内在住・在勤の方、区内にある障害者関連の事業者さん及び障害者団体の方、また、それ以外でも障害者施策の案に利害関係があると表明していただく方は意見を提出することができます。

パブリック・コメントの期間は、10月25日の水曜日から翌月、11月27日の月曜日までとさせていただきます。

意見はこちら、意見用紙に必要事項を記載の上、郵送やファクス、また、窓口持参により御提出いただくことができます。新宿区の公式ホームページからも意見を打ち込むことができるので、インターネット利用の方はそちらが便利かと存じます。

そのほか、素案の閲覧箇所などでは、新宿区の障害者福祉課や新宿区役所以外にも、第二庁舎にございます保健予防課や区内の4つの保健センター、また、区立指定管理の障害者福祉施設などにも配架予定です。そのほか、子ども総合センターや勤労者・仕事支援センターにも障害のある方、御家族の方、御利用者様がいらっしゃいますので、そちらにも、また社会福祉協議会などにも御協力を願いたいと思っております。区内ではそのほか特別出張所、図書館なども閲覧会場として検討してございます。

障害者団体を含めまして、区民一般も来られる説明会、全部で7回程度検討してございます。資料5でございます。新宿養護学校のPTAはパブコメ初日の10月25日から希望が入っております。手をつなぐ親の会や肢体不自由児者父母の会、視覚障害者福祉協会などからも

団体個別でやってほしいという話を伺っております。聴覚障害者協会さんからは、一般就労している方も聴覚障害者は大勢いるので、夜間の説明会があればそちらに行きたいというようなお話を伺っておりまして、夜間の説明会、区民一般合同ですが、やりたいと考えております。こちらでは視覚障害者の方も来ることを想定して、点字版素案も用意するとともに、一般説明会では手話通訳者や要約筆記のパソコン投影なども会場に用意する予定でございます。

こちらについては全て10月25日の新宿区報できちんと広報すると同時に、区のホームページなどにも素案全文を掲載する予定でございます。

資料6、要約版の案、まだこれはつくり込みの作業途中のものでございますが、計画の体系図、重点的な取組が表面、障害者計画を記載しています。裏面が障害福祉計画の成果目標、また負担軽減措置について、そのほか障害者・障害児を対象としたサービスの全体図なども記載したもので、要約版として閲覧会場など、また、説明会場などには要約版と意見用紙などを来場していただいた方々がお手にとっていただけるように御用意する予定でございます。

パブリック・コメントについては以上です。

○村川会長 ありがとうございます。ただいま御説明がありましたように、10月25日以降およそ1カ月にわたりまして、パブリック・コメントの手続が進んでいくということでございます。また、並行して10月25日以降、新宿養護学校PTA関係者を皮切りとしながら、7回にわたりまして計画の説明会が行われるということでございますので、どうぞ関係の方々にもお声かけをいただいて、御参加いただければありがたいと思います。

このパブリック・コメントの手続について何か御質問とかございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、このほうは区のほうで実施をしていただきますので、PRその他よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、きょう予定されました2つの議題はこれで終了でございます。時間も3時30分になろうとしておりますが、その他事項、何か連絡でしょうか。事務局からありましたら。

○福祉推進主査 先ほどございましたが、パブリック・コメント終了後、パブリック・コメントへの意見ですとか、最終的な計画の策定に向けての協議会、1月末から2月頭にかけて日時を調整しまして、会場や日時を確定でき次第、また皆様にお知らせいたします。

○村川会長 ありがとうございます。次回協議会は1月末または2月ころということでございます。改めて通知案内があるかと思っております。

特にほかにございませんようでしたら、本日はこれにて閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

午後3時30分閉会